

2023年11月27日 全7頁

自然関連の機関投資家イニシアティブ Nature Action 100 および Spring の動向

ポートフォリオの自然関連のリスクや機会を意識する機関投資家

金融調査部 主任研究員 太田珠美

[要約]

- 自然および生物多様性の損失を防ぎ、回復することが世界的な目標として位置付けられている。政策的な動きが加速する中、機関投資家も自然/生物多様性の損失が自らのポートフォリオに与える影響に関心を強めている。今後、機関投資家から投資先企業に対する情報開示やエンゲージメントを求める動きが強まる可能性が高い。
- 2022年12月、機関投資家が主導するイニシアティブである Nature Action 100 が設立された。投資先企業に対し、エンゲージメントを通じて自然の損失を抑え、回復することなどを求めていくという。2023年10月には責任投資原則（PRI）が Spring の立ち上げを表明した。2030年までに生物多様性の損失を防ぎ、回復するという世界の目標に機関投資家が貢献することを目的とするイニシアティブであり、署名機関に対し参加を呼び掛けている。
- 企業に求められる対応としては、2023年9月に自然関連財務情報タスクフォース（TNFD）から提言された“LEAP アプローチ”を活用して自然関連の依存、影響、リスク、機会を評価し、情報開示フレームワークに従って情報開示を行うことであろう。自然への依存が大きい、もしくは与える影響が大きい企業として Nature Action 100 が挙げた8業種に該当する企業は自然関連の評価、情報開示に早期に取り組むことが望ましい。

1. COP15 第二部で採択された昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022年12月、カナダ・モンリオールで開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)第二部において、昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択された。同枠組¹では「2050年ビジョン」として『2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保全され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる』自然と共生する世界』が示された。そして、そのために2030年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」が必要であることを提示した(2030年ミッション)。これらに加え、「2050年ビジョン」に関連する2050年に向けた4つのゴールと、2030年までに行動し、完了すべき23個のグローバルターゲットが設定された²。

このような世界的な動きと平仄を合わせ、欧州を中心に自然およびその維持に重要な役割を果たす生物多様性の損失を止め、回復するための政策の策定が進んでいる。EUは2020年に2030年生物多様性戦略(EU Biodiversity Strategy for 2030)を策定した。この政策の一環として審議されている自然再生法(Nature Restoration Law)では、人々の活動により損なわれた陸域や海洋の自然の再生がEU加盟国に義務付けられる見込みである。2023年6月には森林破壊防止のためのデューデリジェンスも義務化された。域内で販売、もしくは域内から輸出する商品に対して、森林破壊により開発された農地で生産されていないことの確認が義務付けられる³。

英国ではEU離脱に伴い環境法制を整備する必要が生じ、2021年に2021年環境法を制定している。その中で環境目標を掲げており、生物多様性に関して種の絶滅リスクを減らす等の目標を設けている。現在新しい規制が検討されており、2024年1月からはイングランドにおいて住宅や商業施設、インフラを開発する事業者に対し「生物多様性ネットゲイン(BNG:Biodiversity net gain)」の達成が義務付けられる予定だ⁴。これは、生物の生息地や緑地を新たに作り出すこと等を通じて、開発前より10%自然を回復しなければならない制度である。

日本においても2023年3月に昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しており、環境省が2023年度中に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略(仮称)」の策定を予定している。ネイチャーポジティブとは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する。当該戦略は、経済活動を通じた生物多様性の損失を止

¹ 環境省「[昆明・モンリオール生物多様性枠組\(仮訳\)](#)」(2023年1月23日時点)より。

² 詳細は和田恵「[昆明・モンリオール生物多様性枠組を読む](#)」大和総研レポート(2023年3月2日)参照。

³ EUでは従来、違法伐採された木材・木材製品の輸入を禁じるEU木材規則が存在するが、新たな規制案は違法伐採であるか否かは問わない。詳細はEUR-Lex「[Regulation \(EU\) 2023/1115 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation \(EU\) No 995/2010](#)」を参照。適用開始は2024年12月30日から(中小企業は2025年6月30日から)とされている。

⁴ 英国環境・食料・農村地域省、レベルアップ・住宅・コミュニティ省、トゥルーディー・ハリソン生物多様性大臣「[Biodiversity Net Gain moves step closer with timetable set out](#)」(2023年9月27日)

め、回復軌道に乗せ、それを経済成長の機会と捉え実践することを民間に促すものとされている。

2. 機関投資家による自然/生物多様性関連のイニシアティブの立ち上げ

(1) グローバル機関投資家が主導する Nature Action 100

① Nature Action 100 の概要

こうした動きを背景に、機関投資家は自然や生物多様性が投資先のビジネスに与える影響に関心を強めている。COP15 第二部の開催に合わせ、2022 年 12 月に機関投資家のイニシアティブである Nature Action 100（以下、NA100）が正式に発足した。AXA Investment Managers や BNP Paribas Asset Management、Federated Hermes Limited など複数の機関投資家が設立を主導した。Ceres（サステナビリティ推進に取り組む米国の非営利団体）と Institutional Investors Group on Climate Change（IIGCC：気候変動に対応するための欧州を中心とする世界各国の機関投資家のイニシアティブ）が事務局を務めている。本稿執筆時点で世界各国から 200 の機関投資家が参加しており、日本からもアセットマネジメント One、日興アセットマネジメント、りそなアセットマネジメント、三井住友トラスト・アセットマネジメントの参加が確認できる⁵。

NA100 は、エンゲージメントに焦点を当てており、ハイレベルなエンゲージメントテーマと明確な期待の設定を通じて、自然の損失を食い止めるための企業の意欲と行動を促すことを目指している。明確な期待の設定に関しては、2023 年 6 月に“INVESTOR EXPECTATIONS”と題する文書を公表している（図表 1）。

⁵ [Nature Action 100 ウェブサイト](#)より。(2023 年 11 月 20 日アクセス)

図表 1 Nature Action 100 が投資先企業に求める 6 項目

大志	2030 年までに自然の損失に関する主要因の寄与を最小限に抑え、操業レベルおよびバリューチェーン全体で、生態系を保護および回復することを公にコミットする。
評価	操業レベルおよびバリューチェーン全体で、自然関連の依存、影響、リスク、機会を評価し、開示する。
目標	自然関連の依存、影響、リスク、機会の評価に基づいて、期限のある、具体的な、科学に基づいた目標を設定する。目標に対する年次の進捗状況を開示する。
実装	どのように目標を達成するか、全社的な計画を作成する。計画の設計と実施は、権利ベースアプローチ（注）を優先し、先住民や地域社会と協力して策定するべきである。計画については、年次で進捗状況を開示する。
ガバナンス	取締役会の監視を確立し、自然関連の依存、影響、リスク、機会の評価と管理における経営陣の役割を開示する。
エンゲージメント	バリューチェーン全体の関係者、業界団体、政策立案者、その他の利害関係者を含む外部関係者と連携して、計画を実施し目標を達成できる環境を構築する。

（注）権利ベースアプローチ（Rights-Based Approach/Human Rights-Based Approach）は、国際開発において用いられる考え方で、1990 年代以降、国連や国際 NGO、国際開発機関を中心に広がった。開発に伴う人権侵害を防ぐため、義務者（開発側）と権利者（開発により影響を受ける側）双方の対応能力を強化することを目的とする。
（出所）[Nature Action 100 ウェブサイト](#)（2023 年 11 月 15 日アクセス）（大和総研仮訳）

② Nature Action 100 が次に目指す評価軸（ベンチマーク）の策定

NA100 は 2030 年までに自然と生物多様性の損失を食い止め、回復するにあたり、重要なセクターとして、①バイオテクノロジーと製薬、②化学、③家庭用品とパーソナル用品、④消費財小売、⑤食品、⑥食品・飲料の小売、⑦林業・紙製品、⑧金属・工業、の 8 つを挙げている。2023 年 9 月には、世界各国の上場企業の中で特に自然と生物多様性に影響する企業として、これらの 8 セクターに関わる 100 社を選定している⁶。100 社のうち日本企業は 5 社（味の素、伊藤忠商事、丸紅、三井物産、王子製紙）である。NA100 はこの 100 社にレターを送付し、図表 1 に挙げた 6 項目に関してどのような取組みを行っているか報告を求めるといふ。NA100 の次のアクションとしては、各社からの報告内容に基づき、2024 年に「年次ベンチマーク（annual benchmark）」を策定、公表することを予定している。

NA100 に先行する取り組みである Climate Action 100+（以下、CA100+）は、企業が気候変動に対して必要な行動を取ることができるよう、エンゲージメント等を行う機関投資家のイニシアティブである。CA100+は、温室効果ガス（GHG）排出量の多い企業を対象に、ネットゼロへの移行状況を評価する「ベンチマーク」を策定している。当該「ベンチマーク」は投資家のエンゲージメントや投資判断の参考として活用できるよう策定されたもので、①短期・中期・長期の GHG 排出量削減目標や脱炭素戦略など企業の情報開示が十分に行われているか、②企業の資本配分や政策エンゲージメント（ロビー活動）はパリ協定の目標と整合的か、の 2 つの側面から構成

⁶ [Nature Action 100 ウェブサイト](#)より。（2023 年 11 月 20 日アクセス）

されている⁷。CA100+は気候変動において重要な影響を与える 170 社⁸をエンゲージメント対象として選定しているが、「ベンチマーク」に基づき各社の評価を実施し、その結果を同団体のウェブサイト上で公表している。評価は CA100+に委託された外部機関が行っており、①は Transition Pathway Initiative Global Climate Transition Centre (TPI Centre) と FTSE Russell、②は Carbon Tracker Initiative (CTI) と InfluenceMap、Rocky Mountain Institute (RMI) が評価しているという。

NA100 が公表する「年次ベンチマーク」も、投資家が企業の自然や生物多様性に関する取組みを評価するものとして位置付けられるのだろう。現時点で詳細は不明であるが、CA100+を参考にすれば、①自然や生物多様性に関する情報開示が十分行われているか、②企業の資本配分や政策エンゲージメントが昆明・モンテリオール生物多様性枠組と整合的か、という 2 軸になることが考えられる。

(2) PRI による署名機関のイニシアティブ “Spring”

PRI は 2023 年 10 月に東京で開催した年次総会 “PRI in Person 2023” に合わせ、Spring の設立を公表した。Spring は、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるという世界の目標に機関投資家が貢献することを目的とするイニシアティブである。PRI は Spring の活動を、自然関連のリスクと機会の管理に関する、署名機関に対する支援の一環と位置付けている。本稿執筆時点では PRI が署名機関に Spring への参加の意思を確認している段階であり、実際に活動を開始するのは 2024 年になる見込みだ。

Spring はスチュワードシップ活動を行うイニシアティブと位置付けられており、第一段階として、生物多様性の損失の主要なドライバーとなっている森林の消失と土地の劣化に焦点を当ててことを表明している。2024 年の早期のうちに、Spring として注視する企業のリストを公表する予定だ。企業に対する期待事項は既に公表済みであり、内容は NA100 と重なる部分も多い (図表 2)。ただし、NA100 に比べ、Spring は政策当局者への働きかけを行うことを重視している。政策当局者への働きかけについては、Spring 参加者が直接行うケースと、投資先企業の政策エンゲージメント⁹をサポートとするケースが想定されている。

⁷ 詳細は Climate Action 100+ 「[ネットゼロ企業ベンチマーク 2.0 2023 年 3 月公表 \(日本語参考訳\)](#)」を参照。

⁸ 本稿執筆時点の社数である。詳細は [Climate Action 100+ウェブサイト](#) を参照 (2023 年 11 月 20 日アクセス)。

⁹ 企業の政策的エンゲージメントとは、ロビー活動や政治献金の他、パブリックコメントへの回答、シニアクラスの人材のリボルビングドア (官公庁と民間企業との間で流動的に人材が行き来する仕組み) など様々なものが含まれる。詳細は [PRI ウェブサイト \(2022 年 1 月 22 日公表\)](#) を参照 (2023 年 11 月 2 日アクセス)

図表2 PRI の Spring が企業に対して求める内容

事業運営、戦略とリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年までに生物多様性枠組に沿って、生物多様性の損失を止め、回復することを公にコミットする。 ✓ 自然関連の依存、影響、リスク、機会に関する評価および管理について、取締役会の監視を確立する。 ✓ 自社の事業運営およびバリューチェーン上の自然関連の依存、影響、リスク、機会について定期的に監視、評価、開示、緩和する（注1）。自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）など国際的に合意された開示枠組みとの連携を図る。 ✓ 自社の事業運営およびバリューチェーン全体の森林の消失および生物多様性の損失の撲滅に向けて、野心的な科学に基づいた期限付きの目標と、暫定的なマイルストーンを設定する。 ✓ 国連の土地の劣化の中立性の原則（注2）に沿って、生物多様性と土壌の健全性を高めながら土地劣化を軽減するため、陸上事業に持続可能な取組みを取り入れる。
サプライチェーンマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 責任ある調達方針の一部として、あらゆる地域の直接/間接的なサプライヤーを含め、森林消失や自然生態系の転換をなくし、人権を尊重するための目標を設定する。 ✓ 上記の目標を実行するため、デューデリジェンスを行う企業の仕組みを作る。 ✓ 森林リスク商品（注3）のサプライチェーン上のリスクをマッピングし、評価し、監視する。責任ある調達ポリシーの適切な範囲を確立するとともに、コンプライアンス管理を行う。 ✓ コンプライアンス違反が発生した場合の適切なエスカレーション戦略（注4）を検討する。 ✓ 目標に向けた進捗状況と、責任ある調達ポリシーに対するサプライチェーンの遵守状況を開示する。
政策的エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直接および間接的な政策エンゲージメントを生物多様性枠組およびパリ協定の目的と整合させることを公約する。 ✓ あらゆる地域で直接および間接的な政策エンゲージメントを目的と合致するよう、堅固なガバナンスプロセスと取締役会の監督を確立し、開示する。 ✓ 活動地域において所属・関連している業界団体や、シンクタンク、および類似の組織について開示する。 ✓ 関連のある組織の政策的立場と活動を特定、評価、監督する。生物多様性条約枠組やパリ協定の目的との不一致がある場合は、適切なエスカレーション戦略を通じた、是正するための行動について検討する。

（注1）自然への影響を回避、低減、修復・復元するなどして、最小化すること。残る影響に関しては代償（損なわれる環境と同種の環境を別のところで創出するなど）の措置をとることが求められる。

（注2）土地の劣化の中立性とは2015年の砂漠化対処条約（UNCCD）第12回締約国会議において定義された用語で、生態系機能およびサービスを保持し、食料安全保障を向上させるために必要な、土地資源の量と質が、ある生態系もしくは空間において安定もしくは増進している状態をいう。詳細は[外務省ウェブサイト](#)を参照（2023年11月2日アクセス）。

（注3）森林リスク商品とは、森林を農地や放牧地にして生産される農畜産物（牛肉やカカオ、パーム油、大豆など）を指す。

（注4）エスカレーションとは対応のレベルを上げることを意味し、例えば深刻な問題に関して現場ではなく、より上位のポジションに対応を相談する、指示を仰ぐといったことが挙げられる。

（出所）PRI “[SPRING: A PRI STEWARDSHIP INITIATIVE ON NATURE](#)”（大和総研仮訳）

3. 企業に求められる対応

最後に、このような機関投資家の動きに対し、投資先（エンゲージメント対象）となる企業はどのように対応すべきか述べたい。NA100 や Spring がエンゲージメント対象とする企業は世界全体で選ばれるため、直接的に影響を受ける日本企業は限られる。しかし、自然や生物多様性に関心を持つ機関投資家は、今後 NA100 や Spring の取組みを参考に投資先企業にエンゲージメントを行うことが予想され、間接的に影響を受ける企業は増えていくことが予想される。

企業の対応として参考になるのは、2023 年 9 月に自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が公表した提言 “Recommendations of the Taskforce on Nature-related Financial Disclosures” であろう。TNFD の提言では、企業の自然関連の情報開示フレームワークを示すとともに、企業が開示を行う前提として必要となる、自然との関連について評価する “LEAP アプローチ” を提唱している。詳細は藤野大輝「[TNFD の基準が確定、内容を解説](#)」（大和総研レポート、2023 年 10 月 25 日）を参照いただきたいが、TNFD が示す “LEAP アプローチ” により自然と自社の関連について評価を行い、情報開示フレームワークに従って開示をすると、NA100 や Spring が企業に求めている内容（前掲図表 1 および図表 2）のかなりの部分がカバーできる。

自然への依存が大きい、もしくは与える影響が大きい企業として NA100 が指摘した①バイオテクノロジーと製薬、②化学、③家庭用品とパーソナル用品、④消費財小売、⑤食品、⑥食品・飲料の小売、⑦林業・紙製品、⑧金属・工業に該当する企業は自然関連の評価、情報開示に早期に取り組むことが望ましい。それ以外の業種に属する企業においても、自然関連の評価を開始し、サステナビリティ課題の中で対応や開示の優先度が高いか否か、経営レベルで判断できるよう準備をしておく必要があるだろう。